

鳥取市食育アドバイザー派遣制度ご利用の手引き

◆ 制度の概要

園児、小・中学生、消費者が、農林水産業や地域の食材を使った伝統料理に対する理解を深め、地産地消を促進することを目的として、地域農業のリーダー及び農産物の加工や地域の食材を利用した料理に取り組んでいる人を「食育アドバイザー」として選定し、保育園、幼稚園、小・中学校、地区公民館、地域団体等が開催する「食と農」に関する研修会や料理教室、農産物の加工実技等に講師として派遣する制度です。

◆ 利用規定

- ・ この制度を利用できるのは、保育園、幼稚園、小・中学校、地区公民館、地域団体、各種団体等の団体利用であり、個人でのご利用は出来ません。
- ・ 1 団体につき、年 3 回までご利用いただけます。
- ・ 講師謝金につきましては、市が負担します。料理教室での食材購入費等は、主催団体が負担してください。
- ・ 団体の開催する事業で、市から別途経費が出ている場合、講師謝金が二重払いにならないようにしてください。

◆ 申込手順

- (1) 申込受付は 4 半期ごとに区切って行いますのでご注意ください。
第 1 四半期（4～6 月）実施→4 月より受付 第 2 四半期（7～9 月）実施→6 月より受付
第 3 四半期（10～12 月）実施→9 月より受付 第 4 四半期（1～3 月）実施→12 月より受付
- (2) ご利用希望の主催者は《食育アドバイザー名簿》から希望する分野に合うアドバイザーを選んでください。（どのアドバイザーが良いかわからない場合は経済・雇用戦略課にご相談ください。）
- (3) 経済・雇用戦略課に連絡し（電話で結構です）、希望するアドバイザーの連絡先等の確認を行ってください。
※ 連絡先を知っている場合でも、必ず最初に経済・雇用戦略課の了解を得てからアドバイザーと連絡を取るようにしてください。
- (4) 主催者は、希望アドバイザーに概要（日程、テーマ、謝金を除く必要経費等）の説明を行い、開催の内諾を得てください。
- (5) 主催者は「食育アドバイザー派遣申込書」（市公式ウェブサイトに掲載）を記入の上、FAX、電子メールのいずれかの方法で、経済・雇用戦略課に提出してください。
- (6) (5) の提出を受け、経済・雇用戦略課が「派遣依頼書」をアドバイザーへ送付し、申し込みは完了します。

※ その後、内容等の詳細については、主催者とアドバイザーの間で打ち合わせを行ってください。

※ 都合により開催できなくなった場合等は、主催者が開催日の前日（開催日が土日祝日、又は土日祝日の翌日の場合は、当該土日祝日の前日）午後 5 時までに経済・雇用戦略課まで連絡してください。

※ 終了後はアドバイザーから「活動報告書」が提出されますので、主催者による手続きは特にありません。

【問い合わせ及び派遣要請先】 鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地 電話：0857-30-8282 ファクシミリ：0857-20-3947
電子メール：keizai@city.tottori.lg.jp